

(別添)

R 8 畜産

県家畜保健衛生所焼却炉

ダイオキシン類濃度等測定業務

仕様書

徳島県農林水産部畜産振興課

令和 8 年度徳島県家畜保健衛生所焼却炉ダイオキシン類濃度等測定業務

1 委託業務名

R 8 畜産 県家畜保健衛生所焼却炉ダイオキシン類濃度等測定業務

2 分析箇所

徳島家畜保健衛生所他

- ・ 徳島家畜保健衛生所 徳島市南庄町 5 - 9 4
- ・ 西部家畜保健衛生所吉野川庁舎 吉野川市鴨島町麻植塚 1 3 6 - 3

3 サンプルング、分析期間

(1) ダイオキシンに係る、排ガス、焼却灰測定 (年 1 回)

令和 8 年 8 月頃の年 1 回

(2) 煤煙に係る、硫黄酸化物測定 (年 2 回)

令和 8 年 8 月頃と令和 9 年 2 月頃の年 2 回

(3) 作業環境測定 (年 2 回)

令和 8 年 8 月頃、令和 9 年 2 月頃

4 サンプルング実施要件

(1) 焼却物である材料 (死亡家畜) の搬入は不定期。

(2) 材料搬入後、早急 (2、3 日以内) に実施すること。

(焼却対象物は死亡家畜であり、悪臭防止等の問題のため速やかに焼却処理を行う必要がある。)

(3) 県内 2 施設の材料搬入日は必ずしも一致しない。

(4) 材料が搬入される時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(5) サンプルング時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(6) 土、日、祝日にはサンプルングは行わない。

(7) 3 (1) (2) の 1 回目については同じ日程で行う。

(8) 測定後のサンプルは、県家畜保健衛生所にて適正に処分する。

1 ダイオキシンに係る、排ガス・焼却灰測定（年1回：8月頃）

項目	検体数	分析方法
排ガス中のダイオキシン類（コプラナ -PCB含む）分析	2	ダイオキシン類対策 特別措置法施行令第 4条に定める方法に よる
焼却灰中のダイオキシン類（コプラナ -PCB含む）分析	2	

2 煤煙に係る、硫黄酸化物測定（年2回：8月頃、2月頃）

項目	検体数	分析方法
煤煙に係る、硫黄酸化物測定	4	徳島県生活環境保全条 例別表第十及び別表第 十二に定める方法によ る

3 作業環境測定（年2回：8月頃、2月頃）

項目	検体数	分析方法
総粉じん濃度測定 徳島家保（本所） A測定+B測定 西部家保吉野川庁舎 B測定	2×2回 (計4回)	平成13年厚生労働省令 第120号により策定され た「廃棄物焼却施設内作 業におけるダイオキシ ン類へのばく露防止対策 要綱」に定める方法によ る

4 その他

排ガス等の測定と作業環境測定は、別の日に行ってよいものとする。

5 成果物提出部数

3部（畜産振興課及び対象家保各1部）